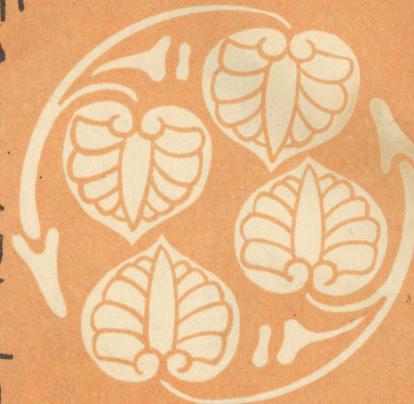
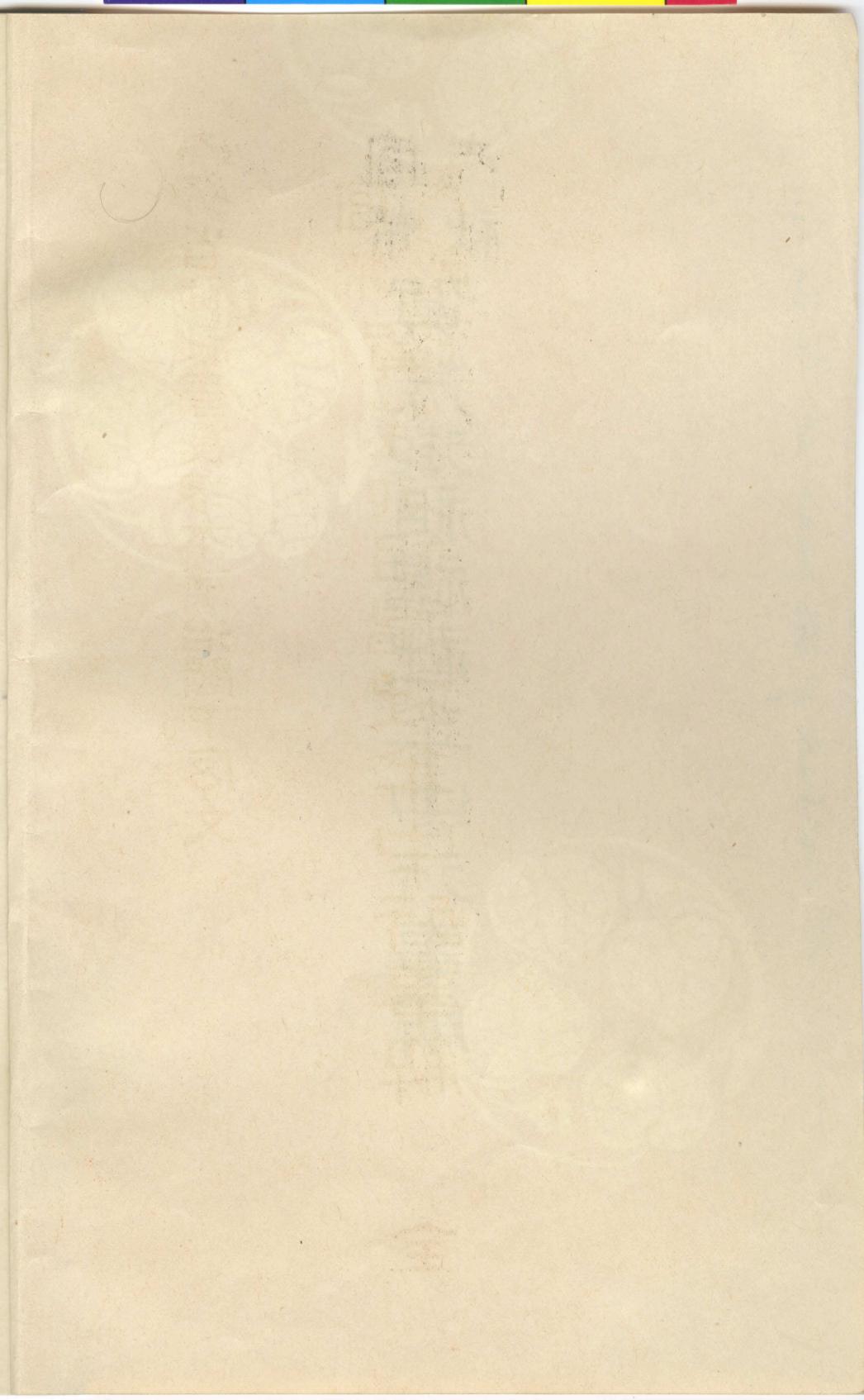


Explorations of the festivals of the year at the Shrine of  
the Great Shrine of Ise

自幣  
大社賀茂御祖禱社年中行事解





序

内務省神社長塚本清治閣下序文

其ノ著シキヲ致

官幣大社賀茂御祖禰社年中行事解

全

セルハ寛ニ喜フヘキノ現象ナルモ祭祀禮  
典ノ意義ニ至テハ世間尚往々ニシテ之ヲ  
サルヲ得ス乃チ其ノ意義由來ヲ闡明シ以  
テ之カ周知テ計ルハ目下ノ急務タリト爲  
ス祝宮司カ官幣大社賀茂御祖神社年中行  
事解テ著シ廣ク之ヲ頒布セントスルハ洵

大  
號  
同  
號  
貲  
號  
號  
且  
號  
號  
辛  
申  
花  
事  
號

全

內  
楚  
省  
縣  
印  
書  
本  
青  
宗  
閣  
王  
文

序

神社尊重ノ風近時一般ニ其ノ著シキヲ致  
セルハ寔ニ喜フヘキノ現象ナルモ祭祀禮  
典ノ意義ニ至テハ世間尙往々ニシテ之ヲ  
解セサルモノ少カラサルハ深ク遺憾トセ  
サルヲ得ス乃チ其ノ意義由來ヲ闡明シ以  
テ之カ周知ヲ計ルハ目下ノ急務タリト爲  
ス祝宮司カ官幣大社賀茂御祖神社年中行  
事解ヲ著シ廣ク之ヲ頒布セントスルハ洵

ニ機宜ニ適セルモノト謂フヘシ其ノ載ス  
ル所年中ノ祭典行事二十有餘其ノ説ク所  
亦簡ニシテ克ク要ヲ得賀茂御祖神社ノ由  
緒ヲ明ニシ其ノ祭典行事ノ意義ヲ知ラシ  
ムルニ裨益尠カラサルヲ信ス其ノ剖劂ニ  
際シ予ニ序ヲ需メラル仍テ一言ヲ卷首ニ  
冕シ以テ其ノ責ヲ塞ク

大正六年十一月

塚本清治

神靈鎮祭之詔

朕恭惟大祖創業崇敬神明  
愛撫蒼生祭政一致所由來遠矣  
朕以寡弱夙承聖緒日夜忧惕懼  
天職之或虧乃祇鎮祭天神地  
祇八神暨列皇神靈于神祇官

以申孝敬庶幾使億兆有所矜式

明治三年正月三日

賀茂御祖神社年中行事解

緒　　言

我が國に於ける祭祀は古來政治の根元と說かれ政の語は祭の事の意義に出づ  
と稱せられ政治と祭祀との両者が一致包含し神と君と國と君とが常に一致包  
合して相終始するものなる事は有史以來更に異なる事なし實に祭政一致は萬  
世一系の皇室を戴ける我が國の特有物にして漸次進化發展し愈我が國家を完  
成し世界無比の國體を成せり 神武天皇が中國平定の功を終へて都を畠傍の  
檣原に奠め給ふや神勅のまにく靈畤を鳥見の山中に樹て皇祖天神の靈を郊  
祭し給ひしが如き何人も是を政治の出發點と認むるに於て躊躇するものあら  
んやかくて歴代の天皇はいづれも祭祀を以て國政的重大事項となし給ひ 順  
徳天皇の如きは「萬機の政は祭を慎むを以て先とすべし」ご迄諭し給ひ近く  
は 明治天皇の如き都を東京に遷させ給ふや先づ武藏國一の宮氷川神社に臨

幸御親祭遊ばされ「神祇を崇め祭祀を重んずるは皇國の大典政教の基本なり」との勅語を下し給ひ常に國體の眞髓たる祭祀の典を重んじ給ひしを以て祭政一致の盛儀愈舉りて前代の聖世を凌ぐもの枚舉に遑あらざるなり斯くの如く歴代の天皇祭祀を以て國政の重大事項と成し給ふは則ち皇祖皇宗の遺業を恢宏し給ふ大御心にしてかく祖先の宏謨を紹述し給ふ所に我が國體の深厚なる意義は存在せるなり御即位の大禮を行はせらるゝや大嘗祭を行はせらるゝ事を以て萬代不易の盛典と定め給ひしが此大嘗祭たる祖先の英靈に面接して誠意を神明に表し給ふ祭典にしても其英靈即ち神明たるや決して單なる人物崇拜の對象に非ずして祖先たる天地萬物の一大本源即ち天人を包括せる精神的靈體なり森嚴なる大嘗祭は此本源に直入し此靈體に感應あらせ給ふ大典にして神祕の現實化即ち不滅なる英靈の現世化にして是ぞ大日本民族の生々發展の一大思想なるのみならず天壤無窮の眞意義こそに存すこは識者の言明する所なり實に皇國に於ける祭祀は道德よりも宗教よりも遙に崇高に

して博大なるのみならずや又遙かに嚴肅にして彈力あるものなり而して現今  
神宮を始め大小の神社に於ける祭祀の盛衰は國家の發展國民の消長に關する  
重且大云ふべきなり毎年各神社に於て奉仕する祈年祭の如きは畏くも至尊  
が祖宗功臣の威靈に對して國富み民康く内外平安にして年々歲々に愈國運の  
向上發展を祈らせ給ふ神事にして其祭祀たる直ちに祖宗の遺訓を遵守し親か  
ら誓戒し給ふ所以の範を一般に示し給ふに外ならざるなり又延喜式祈年祭祀  
詞中の「谷幙能狹度極塗沫能留限狹國者廣久峻國者平久」「遠國者八十綱打掛  
豆引寄留如事皇太御神能寄座奉波」等の如きは我が建國勑業の氣象躍如こし  
て眼前に髣髴するのみならず此一篇の祝詞に大日本帝國の國是たる平和ご大  
日本民族の擴充主義この歷然として確立するを覺ゆるなり又人の生命は食に  
在るを以て天神以來深く是を重じ給ひ新年祭を行ふて豐熟を祈り新穀始めて  
成るに及びては直ちに是を神宮に薦め以て報賽の意を表明し給ひ又大小の神  
社に命じて新嘗祭を行はしめ給ふが如き年の豐凶は國運の消長に關する重且

大なる事を慮らせ給ふ聖慮に外ならざるなり我が國に於ける祭祀は實に皇國特殊の制度にして國民是に依りて上下和衷協同し國運是に依りて愈發展を致すの源泉なり爰に賀茂御祖神社年中行事解を著述せしは祭祀の重んすべき一端を示さん微衷に外ならざるなり讀む者庶幾くは考ふる所あらん事を

大正六年十一月

賀茂御祖神社宮司

祝 儀麻呂拜識



賀茂御祖神社年中行事解

目錄

一歲旦祭

元 祭

一紀元節祭

一 祈 年 祭

一春空皇靈祭遙拜  
一神武天皇祭遙拜

一更衣祭

一 賀  
大 芮  
祓 祭

目

錄

一例  
發示

明治天皇祭遙拜  
一夏越祓  
一天長節祭  
一秋季皇靈祭遙拜  
一神嘗祭遙拜  
一能樂奉納祭  
一新衣祭  
一火焚祭  
一大祓祭  
一除夜祭  
一日供祭

一攝末社例祭

附錄

一祭  
一神社祭令  
一遙拜及大祓次第



官幣大社賀茂御祖神社年中行事解

歲　日　祭　一月一日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依りて中祭と定めらる此日徃古は御棚御備と稱し晴ノ御膳を獻備せしも今は其事なく御藥酒若水のみ古例に依れり當日宮中にては四方拜とて天皇には神宮を始め天神地祇及山陵を拜し年災を祓ひ寶祚の無窮を祈らせ給ふ是に於て大正三年内務省令第四號を以て所定の中祭式に依り祭典を奉仕し先づ年頭の賀詞を奉奏して嘉辰を祝福すると共に皇室の隆昌と國家の繁榮と年穀の豊穰とを祈り奉るなり

元　始　祭　一月三日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依りて中祭と定めらる當日宮中賢所皇靈殿神殿の三所に於て御親祭の儀を行はせ給ふ此三所は皇位の元始若く

は元始に關係あるを以て報本反始の義に基き此御祭典を行はせらる是に於て  
大正三年内務省令第四號を以て所定の中祭式に依りて祭典を奉仕し皇位の無  
窮を祈り奉ると共に皇威國光の發揚と國家の隆昌とを祝福し奉るなり

C.T.

### 御 粥 祭 一月十五日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる往古より奉仕  
せる祭祀にして御粥神事と稱し紅白の御粥を獻備す人皇五十九代宇多天皇の  
御時より毎年此日御粥を宮中に奉り年中の邪氣を攘はしめ給ひし事ありしか  
ば當社に於ても此儀を行ひ庶民安穩のため年中の邪氣を攘はしめ給ひしもの  
如し當日大正三年三月内務省令第四號を以て所定の小祭式に依りて祭典を  
奉仕し皇室の繁榮と萬民の安寧とを祈願し奉るなり

紀 元 節 祭 二月十一日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り中祭ご定めらる抑紀元節は神武天皇大和國畠傍山の東南樞原の宮に於て御即位の大禮を行ひ給ひし期日に相當するを以て是れを一大祝日として寶祚の元始を祝ひ奉る國家の佳辰なり當日天皇には宮中皇靈殿に於て御親祭を行はせ給ひ御神樂を奏し百官を召して酒饌を賜ふ帝國臣民の宜しく欣躍抃舞して祝意を表し奉るご共に國運の益隆昌ならん事を期圖すべき時なり當社に於ては大正三年三月内務省令第四號を以て所定の中祭式に依り嚴肅なる祭典を奉仕し肇國知食し、神武天皇の御高徳を讚稱し歴代治世の大元を尊崇し奉るご共に寶祚の天壤と窮りなく皇威の六合に遍からん事を言壽きまつるなり

祈年祭 二月十七日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り官國幣社以下神社の大祭ご定めらる當日宮中賢所皇靈殿及神殿に於て掌典長をして祭典を奉仕せしめ給ひ

天皇には皇族及官僚を率ゐて親ら御拜あらせ給ふ又神宮には特に勅使を差遣  
はされ幣帛供進の御儀を行はしめ給ふ當社に於ては大正三年三月内務省令第  
四號を以て所定の大祭式に依り嚴肅なる祭典を奉仕す大祭なるを以て地方官  
を差遣はされ神饌幣帛料を供進せしめ給ふ

大古天孫降臨の時天照大神三種の神器と共に稻穂を皇孫に授け給ひこは青人  
草の食ふて生くべきものなれば心せよとの聖旨を傳へさせ給ひしより降臨の  
後播種の事にも大御心を用ゐさせ給へり誠に穀物は國民の生活上必須缺くべ  
からざるものにて其の豊と凶とは國民元氣の係る所にして國家富力の消長に  
關する所頗る多し是れ天照大神の深く慮らせ給ふ所にして歴代の天皇も祈年  
祭を以て國家の富裕を祈り民族の安寧を祈る大主義大目的ある國家の公儀公  
禮として深く重んじさせ給へり

大正三年内務省訓令第二號を以て恒例式ご定めらる當日宮中皇靈殿に於て歴代の皇靈を親祭あらせらるゝを以て大正三年内務省訓令第四號を以て所定の次第に依り皇靈殿に齋きまつる皇祖を始め奉り代々の皇靈の大御前を遙かに禮拜し奉るなり

神武天皇祭遙拜 四月三日

大正三年内務省訓令第二號を以て恒例式ご定めらる當日は肇國知食し、神武天皇崩御の日なるを以て宮中皇靈殿に於て祭儀を行はしめ又勅使を畠傍山東北の陵に差遣はされ幣帛供進の儀を行はしめ給ふを以て大正三年内務省訓令第四號を以て所定の次第に依り畠傍陵の大御前を遙かに禮拜し奉るなり

更衣祭 五月立夏之日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭ご定めらる往古より行は

れ古は美濃國梅原庄因幡國土師庄丹波國三和庄を以て神服の料定められ其時々神服を新調奉仕せり文明應仁以後神領斷絶の後退轉たりしが元錄七年祭事再興後は式年造營の節新調されしが式年造營の制廢絶と共に久しく新調の事なかりしが明治三十一年宮内省より御下賜金を以て全部新調し奉り現今立夏の日祭典を行ひ更衣の儀を奉仕せり更衣の種類左の如し

一、御帳絹、

御衣、

御五衣、

帽額、

大小几帳、

御被衣、

一、御帳絹、

御衣、

御袍、

御下襲、

帽額、

大小几帳、

御被衣、

一、御帳絹、

御衣、

御五衣、

帽額、

大小几帳、

(東本殿)

(西本殿)

(攝社河合神社)

御 蔽 祭 五月十二日

May 12. Mikage Sai

The mikoshi (de god's carriage) procession  
of Mikage jinja, a sessha, to visit  
Shimo gamo jinja, for the taking part  
of Kamo matsuri, May 15.

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り當社の中祭ご定めらる是れ特  
別由緒ある祭祀なるを以てなり京都府愛宕郡修學院村字高野御蔭山鎮座攝社  
御蔭神社の神靈本社へ神幸の祭儀にして此儀同月十五日賀茂祭執行あらせら  
るゝを以て特に本社に招き奉り其祭祀に預からせ給はんが爲なり古來賀茂祭  
ご共に一社の大祭なりしが後柏原天皇の御宇より中絶し東山天皇の元祿七年  
賀茂祭ご共に御再興爾來御代始の節は神幸に要する祭器新調の料ごして金子  
御下賜あり行裝を嚴にせしめ給ひ現今にては毎年祭費御補助ごして宮内省よ  
り費途御下賜ありて今猶舊儀を改めず祭祀を奉仕せり當日神職以下氏子供奉  
し其行裝の嚴にして優なる蓋し他社に類例を見ざる所なり

賀 茂 祭 五 月 十 五 日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り大祭ご定めらる其式の盛大な  
るを以て單に祭とのみ稱し或は當日葵の葉を供奉職員の衣冠に附し又社頭を

May 15. Kamo matsuri or Aoi matsuri.  
Aoi = hollyhock

Men who take part in the festival of Kamo matsuri, They all decorate their hats & dresses with the leaves of hollyhock. The front of the shrine, too, is decorated with hollyhock. So the festival is named "Aoi-matsuri."

舉て風吹き雨降り續き四民の窮状甚しかりしかば四月吉日を撰びて嚴重なる  
祭祀を營み祈禱せしめ給へり是れ賀茂祭の濫觴なり元明天皇の御時勅して祭  
日國司をして臨檢せしめ給ひより山城の國司臨檢の事始まり後年絶ゆる事  
なく又嵯峨天皇の御時勅して賀茂祭宜しく中祀に準ずべしとありしより歷代  
嚴重に執り行はせ給ひて禁闕觸穢の年ならでは止め給ふ事なく其儀實に皇室  
の一大重儀なりかゝる由緒ある大祭なれど應仁の大亂以來一時中絶し東山天  
皇の御宇元祿七年に至り再興以後毎年絶ゆる事なく現代に及べり當日勅使が  
神前に奏上する祭文中に奉仕留百官人等天下四方國乃公爾至留萬天爾伊賀志  
八桑枝乃如久立榮志米給倍止白須事乎聞食世止云々あるが如く常に國民の幸  
福繁榮を祈らせ給ふに係らず莊重なる儀式を以て特に行はせ給ふ重大なる祭  
祀なり

大

祓

六月三十一日

年中行事解

八

It is said, this festival was celebrated  
in the reign of Emp. Kimmei (6 century)  
for the first time.

大正三年内務省訓令第二號を以て恒例式と定めらる當日宮中に於ては天皇出御の上國務大臣以下百官參集して此式を行はせられ神宮に於ても此式あり此日地方官參列し大正三年内務省訓令第四號所定の次第に依り式を行ふ

抑祓の起原は太古國土經營の重任を帯ばせ給ひし伊邪那伎大神其重任を未だ果たさせ給はざりしにたまたま黃泉國に到り穢に觸れ給ひしかば其穢を祓ひ清め給はんごて筑紫國日向の橘の小門にて大御身に着ませる一切の物を脱ぎ棄て給ひ次て河瀨に浸きて大御身を滌ぎ給ひ心身の汚穢を祓ひ滌ぎ給ひしが此祓と滌との二はやがて祓の起原にして大祓と稱するは單に一人のみの祓に非ずして天下萬民の爲の祓なるを以てなり又古來朝廷を始め大小の神社に於て此式を六月十二月に行ふは一年一度にては罪穢を祓ひ清むる事少ければ二回に分ちて其年の六月迄に積る罪穢を其晦日に翌月より十二月迄の罪穢を其年の終りに祓ふためなり而して此式の精神たるや國民全體が心身の汚穢を祓ひ快活にして清廉武勇にして剛邁なる我が國民性を時々喚起し清廉潔白を尙

\* They can avoid  
disaster for the year.  
Before the Meiji era,  
Emperors avoided  
disaster in passing  
through chi-no-wa  
in his palace, June 30.

chi-no-wa  
See Aiton's Shinto  
P. 264.

ぶ我が國民氣象を結晶せしむる元氣を振興する重要な式典なり  
明治天皇祭遙拜 七月三十日

大正三年三月内務省訓令第一號を以て恒例式と定めらる當日は明治天皇崩御の日なるを以て宮中皇靈殿に於て御親祭あらせられ又勅使を山城國伏見桃山の山陵に差遣はし幣帛を奉らせ給ひ嚴肅なる祭典を行はせ給ふに依り大正三年内務省訓令第四號を以て所定の次第に依り山陵を遙かに禮拜し奉るなり

夏 越 祀 立秋前日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる御手洗池の井の上に鎮りいます瀬織津比賣大神の大前に最も忌むべき災厄を攘ひ清めて彌榮々に榮れて國家に貢獻せしめ給はん事を祈請し奉る神事なり當日神饌獻備祝詞奏上終りて參集の庶民に對して祓詞を宣り終りて庶民の氏名及年齢を記

Nagoshi no harai.  
The ceremony of purification is performed at the shrine Shrine of Mitarashi, a mansha. On that day, worshippers write their name & age on dolls, & by throwing them in the Mitarashi pond, they worshippers believe that \*

せる人形を御手洗池に祓ひ却り以て當年の災厄を解除するなり又當日池の中央に四十八本の矢竹を立て、祓除の事を行ふが如き蓋し他社に類例なるべし

因云維新前には此神事を宮中ましまじにても行はせ給へり則ち六月三十日茅を以て造りし輪に依りて天皇の災厄を解除し奉るなり當日天皇には清涼殿に出御公卿をして同じく三度潜らしめ給ふ一度潜る毎に「みなつきの夏越の祓ひする人は千年の命延ふ云ふらん」の歌を唱ふと是れ宮中に於ける夏越祓ひなり(故山科正一位實話)

## 天長節祭 八月三十一日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り中祭ご定めらる當日は今上天皇御降誕の日なれば宮中賢所皇靈殿神殿に於て祭祀を行はせ給ふに依り大正

三年内務省訓令第四號を以て所定の中祭式に依り嚴肅なる祭典を奉仕し聖壽の萬歳を言壽き奉ると共に皇威の發揚を祈り奉るなり

秋季皇靈祭遙拜 九月秋分之日

其儀春季皇靈祭遙拜に同じ

神嘗祭遙拜 十月十七日

大正三年内務省訓令第二號を以て恒例式と定めらる當日は當年の新穀を特に伊勢の両神宮に奉らせ給ふ重き祭日なるを以て宮中賢所に於て御親祭あらせられ終りて神宮を遙拜あらせられ尙勅使を神宮に差遣はされ幣帛を供進せしめ給ふが故に大正三年内務省訓令第四號を以て所定の次第に依り神宮を遙に禮拜し奉るなり

能樂奉納祭 十一月初旬

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる古來御戸代會の舞樂とて伶人參向し本樂の大和舞、田舞、久米舞等の舞曲を奏し寶祚長久天下泰平五穀豐饒四民安寧の祈禱祭を奉仕せしに中絶し明治二十五年の頃再興し御内儀より費途御下賜ありて舞樂奉納の事ありしも昔日の如く盛大ならざりき然るに近年氏子中の篤志者相謀り糺能協贊會を起しこゝに能樂を奉納し聖壽萬歳天下泰平を祈禱し奉るなり

### 更衣祭十一月立冬之日

此儀立夏の更衣祭に同じ

### 新嘗祭十一月二十三日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り大祭と定めらる史を接するに天祖高天原にましまして五穀の種子を得させ給ふや是を天狹田長田に殖し給

Hi-taki matsuri.  
at the Hiragi jinja,  
a sessha.  
The boys of the Primary-Schools  
Present to the Shrine their  
fair, copies.  
Copies.

ひ其後大嘗の殿にましまして新嘗聞食し給ひ又天孫降臨の時天祖齋庭の穗を授け給ひしより降臨の後新穀を聞食すの儀を行はせ給へりされば新嘗の起源は遠く神代に在り云ふべし人皇の御代に至りても猶此祭儀を廢し給はず現今に至れり十一月二十三日宮中神嘉殿に於て天皇親から聞食し當年の新穀を天神地祇に奉り給ひ親からも群臣に頌ち給ふ抑此祭儀は先に二月を以て祈年祭を行はしめ給ひ當年の五穀豐穰を祈らせ給ひたるに依り感謝の誠意を致させ給ふ聖慮より恐くも天皇は萬民に率先して御親祭を行はせ給ふ尙翌日各官國幣社に地方官を差遣はされ神饌幣帛料を下し賜ふに依り大正三年内務省令第四號を以て所定の大祭式に依り嚴肅なる祭祀を奉仕し報恩感謝の誠意を致し奉るなり

## 火

## 焚

## 祭

十一月二十八日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭ご定めらる出雲井於神社

Joya sai

As soon as Oherai ends, Joya sai  
is performed. Priests thank to  
the god that they could perform all  
festivals without a hitch, & pray no obstacles  
for the year in the next year's festivals.

別稱比良木神社の祭祀なり其起原詳ならず民間に於ける新嘗祭ならんニ當日  
下鴨村氏子一同參集して祭儀を行ひ小學校の兒童よりは「てんま」ニ稱して各  
自の清書を奉掲して神慮を慰め奉るなり

因云近年當日氏子中の入營者退營者參列し奉告祭を奉仕せり

## 大 祀 十二月三十一日

此儀六月三十一日の式に同じ

## 除夜祭 十二月三十一日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭ニ定めらる大祓の式を終  
りて直ちに此祭祀を奉仕す當年中の恒例及臨時の諸祭典過つ事なく違ふ事な  
く奉仕せしめ給ひし神恩を感謝し奉り併せて又明年奉仕すべき諸祭典をして  
滞る事なく息る事なく奉仕せしめ給はん事を祈願し奉るなり

月 次 祭 每 月 一 日

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる月次祭は月毎に祭るの謂にして當日聖體の福祉五穀の豊饒四民の安穩を祈請し奉るなり

月 供 祭

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる日供祭とは毎朝御饌を奉る謂にして上皇室より下庶民に至る迄の幸福を祈禱し奉るなり但他の祭祀を奉仕する日は日供を奉らざるを慣例とす

攝 末 社 例 祭

大正三年勅令第十號を以て公布の祭祀令に依り小祭と定めらる攝末社の總數三十にして中攝社七末社二十三あり古來攝社賀茂波爾神社及攝社御蔭神社の

二社を除くの外例祭とて一定の祭祀を奉仕せざりしが近時祭神の歴史的事実に鑑み其期日を一定し祭祀を奉仕せり詳細は別表の如し

賀茂御祖神社年中行事解終

年中行事解



攝末社ノ 別	神社名	座數	祭神	祭日	社殿様式	位位置	備考
攝社	河合神社	一座	玉依姫命	二月十五日	流造	境内河合大路	式内鴨川合坐小社
攝社	比良木神社	一座	素盞鳴命	十月十四日	流造	本社樓門内西側	宅神社、名神、大月次、相嘗新嘗
攝社	三井神社	三座	建角身命	三月七日	流造	本社西方西鳥居内	式内出雲井於神社
攝社	賀茂波爾神社	一座	武埴安命	五月十二日	後期	愛宕郡田中村式内	名神、大月次、相嘗新嘗
攝社	御蔭神社	二座	玉依姫命荒魂	五月十二日	流造	愛宕郡修學院	式内三井社一座
攝社	日吉神社	一座	建角身命荒魂			高野	大月次、相嘗新嘗
攝社	貴布禰神社	一座	大山咋命			高野	式内出雲井於神社
攝社	印鑰神社	六月一日	四月十四日	二社連棟見世棚造	境内大芝		
末社靈社	一座印鑰神社	六月一日	流造	河合社ノ北	河合社境内		
				式外			

末社	一	言	社	二座	大	國	魂	命	四月九日	流	造	本社中門内
末社	二	言	社	二座	大	國	主	命	四月九日	流	造	本社中門内
末社	三	言	社	三座	大	己	貴	命	四月九日	流	造	本社中門内
末社	四	御	手	洗社	一座	瀬織都比賣命	葦原醜男命					
末社	五	塚	社	三座建角身命	九月九日	初七月土用打覆唐破風造						
末社	六	塚	社	伊加古夜比賣命	見世棚造	見世棚造						
末社	七	田	社	玉依姫命	河合社門前	河合社門前						
末社	八	田	社	年神	四月一日	日吉社連棟河合社ノ北方	見世棚造境內大芝					

末社	相	生	社	一座皇產靈神	三月十三日	見世棚造	本社樓門外	
末社	任	部	社	一座八咫鳥神	十一月十五日	見世棚造	河合社境內	
末社	稻	荷	社	一座宇賀御魂神	七月十日	見世棚造	貴布禰社西隣	社傳云、古來退轉
末社	愛	宕	社	一座火產靈神	七月十日	見世棚造	境内車止橋内	未社合祀
末社	河	崎	社	一座猿田彥命	三月三日	流造	愛宕郡下鴨村	
傳河合社 末社	諫	訪	社	一座南方刀美命	二月十五日	六社連棟	字河崎町	
全	稻	荷	社	一座八衢比古命	二月十五日	見世棚造	河合社境內	
全	稻	荷	社	一座倉稻魂命	二月十五日			
全	竈		社	一座興都比古命	二月十五日			
全	印		社	一座月讀神	二月十五日			
全	由木		社	一座印鑰神	二月十五日			
全	一座玉都島神		社	一座月讀尊	二月十五日			
社末社	橋							
傳比良木								
十月十四日	見世棚造							
瑞垣内	比良木社							

御	手	洗	社	夏越神事	小	祭	八月立秋前日
全	岩	本	社	一座住	吉	神	十月十四日見世棚造
傳三井社	末社	諫	訪	一座建御名方命	三月七日見世棚造	瑞垣内	比良木社
全	小	杜	社	一座水分	神	三月七日見世棚造	三井社棟門内
全	白	鬚	社	一座猿田彦命	三月七日見世棚造	三井社棟門内	
				攝末社例祭以外ノ祭祀			
社	名	祭	種別	祭	日	祭	種別
河	合神社	更衣祭	小	祭	五月立夏當日	節分祭恒例祭	二月節分
比良木神社	火焚祭	氏子祭	十一月二十八日	節分祭恒例祭	二月節分		
賀茂波爾神社	霜降祭	氏子祭	十月二十三日	火焚祭	氏子祭	十一月七日	

附 錄

一 祭祀令

○官國幣社以下神社祭祀令  
大正三年一月二十六日 勅令第十號

朕官國幣社以下神社祭祀令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

官國幣社以下神社祭祀令

第一條 官國幣社以下神社ノ祭祀ハ大祭中祭及小祭トス

第二條 左ニ掲タル祭祀ハ之ヲ大祭トス

祈 年 祭

新 嘗 祭

例 祭

遷 座 祭

臨時奉幣祭

前項ノ外別格官幣社靖國神社ニ於テハ合祀祭ハ之ヲ大祭トス

第三條 左ニ掲タル祭祀ハ之ヲ中祭トス

歲 旦 祭

元 始 祭

紀 元 節 祭  
天 長 節 祭

神社ニ特別ノ由緒アル祭祀

第四條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス

第五條 新ニ小祭ヲ定メムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列ズルコトヲ得ス但シ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在

ラス

第七條 祭式及齋戒ニ關スル規程ハ主務大臣之ヲ定ム但シ朝鮮ニ於テハ朝鮮總督府臺灣ニ於テハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

第八條 本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム（大正三年三月内務省令第二號ヲ以テ同年四月一日ヨリ施行）

第九條 地方ノ狀況其ノ他特別ノ事情アル神社ニ於テハ當分ノ内從前ノ例ニ依ルコトヲ得

# 一 神社祭式

## ○官國幣社神社祭式

大正三年三月二十七日  
内務省令第四號

官國幣社以下神社祭式左ノ通定メ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
官國幣社以下神社祭式

## 第一官國幣社祭式

### 一大祭式

祈年祭新嘗祭及例祭

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 幣帛供進使參進 是ヨリ先手水ノ儀アリ

次 幣帛供進使祓所ニ着ク

次 修祓 先祓幣物、次幣帛供進使及隨員

次 幣帛供進使所定ノ座ニ着ク

次 御幣物辛櫛ヲ便宜ノ所ニ置ク 幣帛供進使隨員副フ

- 次 宮司諸事辨備セル由ヲ幣帛供進使ニ申ス
- 次 宮司御屏ヲ開キ畢リテ側ニ候ス 此間奏樂
- 次 神宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂
- 次 宮司祝詞ヲ奏ス
- 次 幣帛供進使隨員御幣物ヲ辛櫛ヨリ出シ假ニ案上ニ置ク 案ハ豫メ便宜ノ所ニ設ク
- 次 宮司御幣物ヲ奉ル
- 次 幣帛供進使祝詞ヲ奏ス
- 次 幣帛供進使隨員拜禮
- 次 幣帛供進使玉串ヲ奉リテ拜禮 玉串ハ主典之ヲ附ス
- 次 幣帛供進使隨員之ヲ附ス
- 次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮 玉串ハ隨員之ヲ附ス
- 次 権宮司若クハ神宜以下拜禮
- 次 権宮司若クハ神宜以下御幣物ヲ撤ス
- 次 神宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂
- 次 宮司御屏ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス 此間奏樂
- 次 宮司祭儀畢レル由ヲ幣帛供進使ニ申ス

次 各退出

本殿遷座祭

當日早旦本殿假殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下假殿所定ノ座ニ着ク

次 地方長官參進隨員副從 是ヨリ先手水ノ儀アリ

次 地方長官祓所ニ着ク

次 修祓

次 地方長官假殿所定ノ座ニ着ク

次 宮司假殿ノ御扉ヲ開ク（此間奏樂）

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司殿内ニ參進シ諸員各其ノ位置ニ列立ス

次 遷御（此間奏樂、警蹕）

其儀地方長官前行宮司御靈代ヲ奉戴シ 辛櫛羽車神輿ヲ用フル等各社ノ古例ニ依ルコトヲ得  
諸員行障絹垣ヲ奉

仕シ前後陣ニ整列ス 神寶ヲ列立スル等各社ノ古儀ヲ行フコトヲ得

次 入御（此間奏樂、警蹕）

是ヨリ先權宮司若クハ禰宜本殿ノ御屏ヲ開ク

次 宮司御靈代ヲ神座ニ奉安ス

次 宮司御屏ノ側ニ候シ諸員所定ノ座ニ着ク

次 禰宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 地方長官玉串ヲ奉リテ拜禮

次 地方長官隨員拜禮

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 権宮司若クハ禰宜以下拜禮

次 禰宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次 宮司御屏ヲ閉チ畢リテ所定ノ座ニ着ク 此間奏樂

次 各退出

假 殿 遷 座 祭

次第本殿遷座祭ニ準ス

臨 時 奉 祀 祭

次第時ニ臨ミ之ヲ定ム

## 二 中 祭 式

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス

次 祜宜以下神饌ヲ供ス 此間奏樂

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 樂宮司若クハ禰宜以下拜禮

次 祜宜以下神饌ヲ撤ス 此間奏樂

次 宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス 此間奏樂

次 各退出

## 三 小 祭 式

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 祜宜以下神饌ヲ供ス

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 権宮司若クハ 祜宜以下拜禮

次 祜宜以下神饌ヲ撤ス

次 各退出

#### 四 修 祓

當日豫メ便宜ノ所ニ祓所ヲ辨備ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 祜宜祓詞ヲ讀ム

次 主典一大麻ヲ執リ同一人若クハ 雇員鹽湯ヲ執リ神饌及宮司以下ヲ祓フ

次 各退下

一遙拜及大祓次第

○官國幣社以下神社遙拜及大祓次第

大正三年内務省訓令第四號

本年三月内務省訓令第二號ニ依ル官國幣社以下神社遙拜及大祓次第左ノ通定ム  
官國幣社以下神社遙拜及大祓次第

第一 官國幣社遙拜及大祓次第

遙 拜 次 第

當日早旦社頭便宜ノ所ニ式場ヲ辨備ス

新薦ヲ舗キ案ヲ立ツ

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 宮司遙拜詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次 権宮司若クハ禱宜以下拜禮

次 各退下

大 祀 次 第

當日社頭ノ庭上ニ祓所ヲ辨備ス

正面ニ新薦ヲ舗キ案ヲ立テ祓物ヲ置キ其ノ前ニ祓詞ノ座ヲ設ケ便宜ノ所ニ地方官神職ノ座ヲ設ク

雨儀等ニ在リテハ便宜ノ所ニ於テ之ヲ行フ

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 地方官以下所定ノ座ニ着ク

次 主典切麻ヲ頒ツ

次 宮司祓ヲ仰ス

次 祜宜祓詞ヲ宣ル

次 諸員切麻ヲ執リテ祓フ

次 主典大麻ヲ行フ

次 主典切麻ヲ撤ス

次 主典祓物ヲ執リテ河海ニ向フ

次 各退下

祓 物

木 綿 一 両 常ノ木綿五尺ヲ以テ代フルコトヲ得

布 五 尺 麻布

形式代及解繩ヲ用フル例アル神社ハ之ヲ添フルコトヲ得



雨儀等ニ在リテハ便宜ノ所ニ於テ之ヲ行フ

時刻宮司以下所定ノ座ニ着ク

次 地方官以下所定ノ座ニ着ク

次 主典切麻ヲ頌ツ

次 宮司祓ヲ仰ス

次 祜宜祓詞ヲ宣ル

次 諸員切麻ヲ執リテ祓フ

次 主典大麻ヲ行フ

次 主典切麻ヲ撒ス

次 主典祓物ヲ執リテ河海ニ向フ

次 各退下

祓 物

木綿 一 両 常ノ木綿五尺ヲ以テ代フルコトヲ得

布 五 尺 麻布

形式及解繩ヲ用フル例アル神社ハ之ヲ添フルコトヲ得  
代



